

関係者の方々にご回覧下さい。

--	--	--	--	--

皆様におかれましては、新制度の移行時に定款を作成されていると思いますが、定款作成時にモデル定款を使用せずにオリジナル定款を作成されていますか？移行時には、所轄庁も混み合い時間的余裕がなくチェックができないため、オリジナル定款ではなくモデル定款どおりの定款作成をし、移行後にオリジナル定款に変更を促されていたように記憶しています。そのため、殆どの法人がモデル定款どおりに定款を作成されているのではないのでしょうか。新制度への移行も終わっていますが、皆様は定款を変更されましたか？

今回のセミナーのテーマは『定款の変更』です。定款の変更は、計算書類の承認や理事・監事・評議員の変更の様な定期的な事務ではなく、どちらかという**突発的であり、困難な事務といえます**。また、定款変更は、一部を除き、所轄庁の認可を必要とします。認可申請にあたっては、事務局による議案修正が認められないので、細心の注意を要します。そのため、所轄庁との事前相談等は必須ですが、その際には法人も相応の知識をもって臨まなければなりません。また、定款の条文によっては**法人運営の合理化を図れるなど非常に大きなメリットがあるため戦略的に読み解くための知識も必要です**。

本セミナーでは、**定款変更についての基本的な知識から、各決議機関の運営、登記申請など、実務のポイントをわかりやすく解説するとともに、合理的な運営をおこなうための戦略的な定款について学びます。**

戦略的に定款を見直し合理的な運営をおこなうために大変有用なセミナーになっております。この機を逃すことなく是非ご参加下さい。

◆テ ー マ◆ **社会福祉法人の定款変更と戦略的な定款の考え方**

◆開催日時◆ **2019年9月19日（木） 13：30～17：00**

◆会 場◆ **KOKO PLAZA（大阪市立青少年センター） 5階 講義室 505**

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島 1-13-13

（JR：「新大阪」東口より徒歩7分、地下鉄：「新大阪」中改札を出て、JR 方向へ進み、JR 新大阪駅の東口に出て下さい。）

◆講 師◆ **司法書士 竹村 秀博 氏**

広島司法書士会常任理事、副会長を歴任。社会福祉法人・公益法人・医療法人等の登記を専門とし、実務指導だけでなく講演等幅広く活躍。

◆参加費◆ **会 員 1口につき 1名 無料** ※参加費には資料代が含まれます。  
**非会員 1名につき 20,000 円**

◆申込方法◆ 参加申込欄にご記入の上、FAX 06（6309）0070 にてお申込み下さい。

参加費は開催日の3日前までに

りそな銀行 新大阪駅前支店（普通）0364702 一般社団法人全国福祉法人協会

ゆうちょ銀行 記号 14080 番号 68704561 一般社団法人全国福祉法人協会

へご送金ください。お振込手数料はお客様のご負担にてお願いします。

振込票のお客様控えを領収書とさせていただきますのでご了承ください。

◆注意事項◆ ※会場定員になり次第締め切りとさせていただきます。

**開催当日、会場受付にて本紙を入場券代わりに回収させていただきます。控えは各自コピーをお取り下さい。**

参加申込欄（切取不要）

一般社団法人 全国福祉法人協会 宛（FAX 06-6309-0070）

年 月 日

法人名	社会福祉法人	連絡担当者	
施設名			
住所	〒		
	( TEL : _____ FAX : _____ ) ( E-mail : _____ )		
参加者氏名	(役職)	参加者氏名	(役職)